平成28年度第2回府中市立図書館サービス検討会議

平成28年10月24日(月)午後2時~府中市立中央図書館会議室

- 1 資料確認
- 2 議 題
- (1) 貴重本の基準及び取扱いについて
- (2)除菌ボックス設置について
- (3) 読書通帳について
- (4) その他
- 3 閉 会

<配布資料>

- 資料1 図書館資料の弁償に関する取扱い要綱
- 資料2 図書館資料の弁償に関する取扱い実施基準
- 資料3 除菌ボックス参考商品カタログ
- 資料4 わたしの読書ノート

平成28年度第2回府中市立図書館サービス検討会議議事録

日 時 平成28年10月24日(月) 午後2時から4時まで

会場 ルミエール府中5階会議室

主席者 夏目雅裕委員、栗原浩英委員、小島茂委員、三宅昭委員、

高橋博子委員、山本有佳子委員、瀧田直子委員

事務局 酒井図書館長、山本図書館長補佐、

田代(記録)、平野、菅沼

1 配布資料

次第

資料1 図書館資料の弁償に関する取扱い要綱

資料2 図書館資料の弁償に関する取扱い実施基準

資料3 デンネツ殺菌ブッククリーンCOCOCHIカタログ

資料4 わたしの読書ノート

2 議題

(1) 議題1 貴重本の基準及び取扱いについて

酒井館長:みなさんこんにちは。図書館長の酒井でございます。平成28年度第2回府中市立図書館サービス検討会議を開催いたしましたところ、お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。本日の会議は須山委員がやむを得ない事情で欠席する連絡をいただいておりますのでここで報告させていただきます。それではこれより進行を議長にお願いしたいと思います。夏目議長よろしくお願いいたします。

夏目議長: それではこれより第2回サービス検討会議を始めさせていただきます。本日の 会議に傍聴希望の方がいらっしゃいます。委員の皆さん希望者に傍聴の承認をし てよろしいでしょうか。 委員: 異議なし

夏目議長:それでは議題に沿って進めさせていただきます。まず 1 番目の議題は貴重本の 基準及び取扱いについてです。事務局から説明をお願いしたいと思います。

山本館長補佐:よろしくお願いいたします。貴重本の基準及び取扱いについてです。図書 館には貴重な本がたくさんあります。特に第一地域資料と呼ばれているものは府 中市の歴史・地理・人物など郷土に関わる資料は禁帯出という持ち出し禁止で貸 出不可としています。ただし館内での閲覧は可能となっております。しかし、そ れ以外にも貴重な資料はたくさんあります。人の価値観によってそれぞれ違って きたりもしますが、出版年が古いもの、絶版等、貴重本はこの図書館の中にたく さん存在しています。話は異なりますが、貸出した資料が汚されたり、破損した り、中には紛失するケースもあり、そういう場合弁償してもらっています。そう いったことが日々多発しております。弁償の場合、原則現物弁償となっておりま す。書店や古本屋で購入することになっています。中には絶版かつ古本屋での販 売もしていない資料もあります。その場合は現金弁償になります。現金弁償は本 の本体価格で、いわゆる購入時の値段です。発行時の値段で弁償してもらうこと になっています。つまり、資料受入時の価格が現在の古書販売価格より安い場合、 その差が売り手の儲け分として発生してしまいます。貴重本に関心がある方より、 市民の財産の管理がそれでよいのかと意見をいただいております。持ち出し禁止 の禁帯出の基準を改められないか、もしくはその基準をどこで線を引くかなど 様々な意見をこの場でいただければと思います。よろしくお願いいたします。

夏目議長:はい、ありがとうございます。その関連の資料が資料1及び資料2です。資料 1を見てもらうと第4条に弁償方法は次に掲げる各号に定めるとあります。(1) 購入可能な場合は、その資料のその代納をもって弁償に代える(2)絶版その他 の理由により困難な場合には図書館が指定又は承認した資料の代納をもって弁 償に代えると書いてあります。

> 資料2についてはより具体的にあげられています。資料2の第3条では現金の弁 償は資料本体の価格ということで、古い資料だと事務局の説明のように差が生じ

てしまうことになります。今諮問がありましたとおり禁帯出の基準をどこまでどのように決めるか、あるいは紛失・汚損等を防ぐ方法はあるかということですが、何かご意見ありますか?

三宅委員:そういう状態が生じたということは、従来において何らかの基準があったのではないか?例えば、貸出中に飲み物をこぼす等など具体的な事例はありますか?

山本館長補佐:はい。飲み物をこぼしたという例は一番多いと思います。持ち帰った資料 を読書する際、くつろぐため飲み物を飲みながら汚してしまった場合、もしくは 勢い余って読書中破ってしまったなど、悪意はない場合も弁償いただいています。

三宅委員:もう一つ、他に貴重本など再生不可能な資料の場合は、基本的にとりわけ財産 分野となるものは、館外貸出は不可能としていますか?

山本館長補佐:地域資料の一部や、禁帯出の資料は館外貸出を行っていません。

三宅委員: それが確立されているのに、そのような状況が発生することがあるのでしょうか?

山本館長補佐:可能性はあります。

三宅委員:現状はどうですか?

山本館長補佐:貴重な本かは別として、昨年弁償対象となったものは約600件、そのう ち資料入手困難で現金弁償になったものは71件ありました。

夏目議長:今の件数は把握しているもののみですか?

山本館長補佐:そのとおりです。

夏目議長:弁償完了したもの以外の紛失資料はありますか?

山本館長補佐: それ以外の紛失資料もあります。

夏目議長:弁償完了したものは悪意がないと思います。本人も意識して申し訳ない気持ちで申し出ていると思います。故意に持ち出す場合は、システムで引っかかるようにはなっていると思いますが。故意でない場合は貴重本の基準を自由に設定できれば逐次高価になってきたものを指定できます。

山本委員:現在貴重本の基準はありますか?

山本館長補佐:あります。いわゆる第一地域資料と呼ばれているもので府中市の歴史・地

理・人物など郷土に関わる資料は禁帯出という持ち出し禁止で貸出を禁止しています。 ただし館内での閲覧は可能となっております。

高橋委員: それは主に4階に所蔵のものですか?

山本館長補佐:はい。大賀文庫をはじめとする資料です。

高橋委員:貴重本はたくさんあると思います。原則持ち帰れず館内のみと書いてありますが、持ち帰る方がいるのですか?

山本館長補佐:それとは別に貸出できるものの中にも貴重本があります。

高橋委員:他にもたくさんの貴重本が利用カードで借りることができるものの中にあるのですね。

山本館長補佐:はい、あります。

小島副議長:府中市に関わるものの第一地域資料は他で手に入りにくいので持ち出し禁止 として厳重に管理するのはわかりやすいです。

山本館長補佐:そのとおりです。

小島副議長:価値の高いものについて、貸出できませんというような基準はありますか? 山本館長補佐:現在基準はありません。

小島副議長:もう一つ質問です。そのような貴重な資料がインターネットで転売されてい た例を確認したことはありますか?

山本館長補佐:確認したことはありません。

小島副議長:貴重本を持って行った人がなくしたといったときに、本当に大事にしていた のになくしてしまったのか、これは商売になると思って申請した人が現金を支払 ったのかは判断できない。本来多くの人に利用してもらいたいという善意を前提 に貸出のシステムを考えているので、よくないことを考えている人がいるとその 人が儲けて市民が損害を受けるという構造になる危険性があります。

山本館長補佐:図書館側では、古本屋が設定するような値段で弁償をお願いすることは一概にできません。

山本委員: 古本屋によって価格は異なります。

高橋委員:持ち出し禁止にしてしまえば一番良い案であります。どうしても読みたい場合

は4階のようなシステムで利用するとよいと思います。そのようにする場合、どこまでのものを貴重本として含めるかを決めたいのですか?

山本館長補佐:そのとおりです。それとどういうものまでを貴重本にするかということを 決めたいです。

高橋委員: それは価格で決めるのか、数が少ないからか。価格と数は連動すると思いますが。線引きは難しいと思います。

夏目議長:文書に書いて示すのは困難であると思います。

高橋委員:そのような判断は司書の人ができますか?

酒井館長:地域資料の一部の職員は詳しいと思います。

高橋委員:ある程度の目安になるものを選択してもらうのはどうですか?どちらにしても、 どこかで基準を決めないと性善説にたっていても被害が広がる状況ではいけな いと思います。申請された弁償件数だけを聞いてとても多いと感じました。

栗原委員:出版から何年経っているかを判断基準とし禁帯出とするようにしてはどうですか?内容で判断するのは大変難しいです。

高橋委員:内容や金額で判断するのは非常に難しいと思います。

夏目議長:確かにそのとおりです。何十年経っているなら一つの目安にしてもよいと思い ます。

栗原委員:資料も劣化してきます。

夏目議長:リストを出して、このような会議の場で市民の意見を聞き、チェックする機会 をつくり、議事録でそれを公開するというシステムをつくっても有効です。

三宅委員:図書館で歴史関係の資料の複写を希望した中で、写真撮影厳禁のものもありました。複写できるものでも手順が難しいものもあり、なかなか希望する資料が手に入らないこともあります。しかし、ある程度の規制をかけないと野放しでは貴重なものがなくなっては困ります。議長の言うとおりルールを作るのは異議ないと思います。

夏目議長:しかし、図書館のしくみの性質上、あまり規制をかけるのはよくないです。図 書館側は、サービスを提供したいと思います。利用者の便宜があるように考えた 方がいいと思います。

- 高橋委員:発行年数を基準にすることや、何刷りまで出版されているかというような出版 の多さを判断基準にするいいかもしれません。数が少なく、何年も経ているもの を基準にしてはどうでしょうか。
- 夏目議長:その他に例えば、最初の金額も目安になるかもしれません。装丁が豪華なものはしっかり管理した方がいいと思います。しかし、リストアップは難しいかもしれません。容易なのは出版年で判断する方法かもしれません。その他に意見はありますか?
- 山本委員: 現金弁償の価格の見直した方がよいが、金額を決定する判断が難しいです。人に よって価格決定の判断が異なると思います。もしくは貴重本の下限を設定しては どうですか?
- 瀧田委員:どなたも価値観は異なるので金額の下限の一律はよいと思います。
- 酒井館長:購入時の金額と現状の実質価格の差が著しい時は金額についてのきまりを一言入れる対応も可能だと思います。ただし曖昧な言い方になる可能性はあります。
- 瀧田委員:図書館の管理職が方針を決め、その後詳細を決め、意見が出次第見直しをすれば よいのではないでしょうか。
- 小島副議長:質問です。貸出資料の中で価格の高い貴重本が繰り返し紛失している事例は ありますか。
- 山本館長補佐: 貴重本の基準は明確ではないが、出版年が古いものの現時点での事例はない。 い。
- 小島副議長:現状では特定の人が何十冊持ち出し転売しているわけではないが、それが可 能であるから小配なのですね。
- 山本館長補佐:そのとおりです。紛失資料は毎年多数あります。貴重本と言われる可能性 があるものは現状ございません。
- 高橋委員:今回の論点は、貴重本の基準を線引きすることと紛失の場合の弁済する際の金額についての2点であると思います。貴重本の基準を線引きすることは図書館側では基準の設定が難しいと考えていると思います。弁済の金額についても判断が

難しく決めかねていると思います。しかし、現在事例がないが、将来的に発生した時のためにいずれかを決めないといけないと考えていると思います。貴重本の基準を決め、貸出をしないとするか、それとも罰則を決めてきまりを提示し防ぐか、どちらかを決めればよいのでしょうか?しかし、どちらも容易ではありません。

夏目議長:論点を2つ提示してもらいました。貴重本の基準は出版後何十年とするのが明確かもしれません。紛失に関しては条項等の中に一言いれるのはいかがでしょうか。条項があれば多くのケースで対応できます。

高橋委員:ゲートが鳴った場合は対応していますか?

酒井館長:はい、対応しています。貸出処理が未了の場合が多いです。

夏目議長:持ち出しなどに関する館内の掲示はしていますか?

酒井館長:「皆さんの貴重な財産なので大事に扱いましょう。紛失したら弁償になります。」 というような内容のものは掲示してあります。

夏目議長:サービス前提とするとそのような内容になりますね。

酒井館長:一番トラブルになるのはDVDの弁償です。弁償金額が何万円もするからです。 金額が高いのは貸出ができるから高価になります。

三宅委員:DVDは特殊な処理がされているのですか?

夏目議長:資料1の第4条第一項の映像資料については、著作権者への補償金込みの相当額を現金で弁償するとあります。

小島副議長:著作権の問題です。図書館は多くの方が利用するので購入価格が高くなって います。

夏目議長: DVDの弁償についての掲示はしてありますか?

酒井館長:こちらは掲示していません。

夏目議長:条文にも載っていますし、注意するためにも掲示した方がよいです。

酒井館長:他市では掲示があります。

山本委員:掲示があった方がよいです。承知していれば取扱いが変わります。

高橋委員:貴重な本の中に貸出ができるものが多くあると聞いています。それらの劣化も

早いのではないでしょうか?

山本館長補佐:そのとおりです。

高橋委員:その中で既に手に入らないものがあるならば、4階の一部資料のように館外貸 出禁止とするようにすれば、資料のためによいと思います。資料を大事な環境に 置くのも図書館の役割です。多くの人が持ち出してみることができるのはよいこ とだが、劣化も激しくなります。

山本委員:以前、学校の宿題で、手塚治虫作漫画を読みPOPを作成する課題がでました。 なかなか資料が手に入りにくい中、図書館の書庫にあって利用しました。しかし 状態がとても悪かったです。漫画はとりわけ紙質が悪く劣化が早いようです。し かし、貸出できるとよいのでしょうか?

酒井館長:漫画については図書館で所蔵するか否かという考え方という問題になります。 調布市などはたくさん所蔵しています。しかし、府中市では原則置かないことに しています。一部の作品の所蔵はありますが、所蔵に疑問をもつようなものも中 にはあります。

山本委員:歴史を理解するためのものは有効だと思います。

夏目委員:以上で議題1番目を終わります。今回でできた意見を参考にしてください。

酒井館長:ありがとうございました。

(2) 除菌ボックス設置について

夏目議長:二つ目の議題除菌ボックスの設置について、説明をお願いします。

山本館長補佐:除菌ボックスと次の議題の読書通帳については、各方面より要望があったものになります。除菌ボックスとは、電子レンジのような箱に本を入れ除菌するものです。資料3は商品の一例です。図書館には古い資料もあります。また多くの方が資料を利用しています。さらに書庫に整理されているものもあり、ほこりやダニの問題があります。それらに嫌悪感を持つ利用者もいます。除菌ボックスは大変高額で、市内に13館図書館があり、全館で導入は難しいです。設置例は都内でも何館かあります。府中市で設置するかご意見いただければと思います。

三宅委員:不特定多数の方が利用するので設置した方が良いと思います。ただ、設置する費用対効果がどのようであるかによると思います。

小島副議長:2つ質問があります。図書館の資料を媒介として伝染病が流行したことがありますか?もう一つは使用方法です。返却資料をすべて除菌ボックスに入れるのか、もしくは使用したい方が利用できるよう置いておくのか、予定を教えてください。

山本館長補佐:設置している青梅市中央図書館での例でいうと、図書館のフロアに除菌ボックスがあり、貸出・閲覧する人が自由に使用しています。

高橋委員:ラーニングコストは高額ですか?使用頻度が多いと費用が増しますか?

酒井館長:導入するならば、メンテナンスも含めリースを検討しています。

山本委員:1回の除菌はどのくらいかかりますか?

酒井館長:約60秒と、例であげられています。伝染病については、大腸菌や黄色ブドウ菌の減少例は記録が資料3にあります。また風を入れるタイプはごみもとれるようです。ただ、多摩地域では青梅市のみ除菌ボックスを設置しています。青梅市図書館は完全委託運営になったため設置されたようです。絵本などは、子どもの利用があり、除菌できると親は安心だと思います。将来的に設置する自治体は増えると予想しています。

瀧田委員:図書館で設置する経済力はありますか?

酒井館長:判断基準としては除菌BOXを設置する費用と、その同額の費用を他のことに 使用した場合、あるいは中央図書館だけ試験的に除菌BOXを設置して様子をみ る場合といずれがよいか比較し考えているところです。

夏目議長:大学で抗生物質の研究をしておりますが、本の表紙よりも、自分の手の方が菌 は多く存在しています。一方で、資料が汚損された状態で戻されるなら劣化がす すむので、資料をチェック機能で使用するならよいと思います。使用したい人が 自由に使うのは時期尚早だと思います。カウンターなど見えるところに置き、必 要な処理をしていますと、わかるようにしてはどうですか?

栗原委員:図書館では定期的に資料の消毒やカビ対策はしていますか?

山本館長補佐:気になる汚れはふき取りなどをしています。

高橋委員:子どもが利用する資料は親が注意すればよいと思います。設置したら、自由に 使用できるようにし、気になる方が利用すればいいと思います。高価なので使用 頻度を気にするよりも、他のものを購入してもよいかもしれません。

瀧田委員: どのくらいの効果があるのでしょうか。細かく殺菌できるのでしょうか。伝染 病は予防できるのでしょうか。

小島副議長:人の手やドアノブ、電車の手すりなどの方が使用頻度比較すると多く、気持ちの問題であるが、気にしている人の嫌悪感を取り除くために置くのであればサービスの1つであると思います。

瀧田委員:財力があれば設置していいと思います。全館設置する前に、数館で試験的に置くことは、サービスの宣伝になると思います。

酒井館長:除菌ボックスは多くの要望があるので、予算要求は予定しております。

夏目議長:予算が許されれば、試しに中央図書館で設置してもよいと思います。

小島副議長:中央図書館で気になる方はどうぞという方法で行ってみてはどうですか?

高橋委員:リースで行ってみるのはいかがですか?中央図書館の資料はとりわけ状態が良いと思います。他の図書館と比較すると中央図書館の資料管理がいいという印象があります。中央図書館で試験的な設置を行い、良ければ徐々に他の地域図書館での設置も検討するとよいと思います。高価なので慎重に考えて欲しいです。

夏目議長:他に意見がないようでしたら、除菌ボックス設置については以上になります。

(3) 読書通帳について

夏目議長:議題3番目読書通帳についてです。よろしくお願いします。

山本館長補佐:読書通帳は、銀行の通帳とATMをイメージするとわかりやすいものです。 府中市立図書館で借りた資料の記録を記帳するシステムになります。最近では、 稲城市で子どもの読書啓発の観点から導入しています。府中市では資料4のよう な読書ノートを以前より採用しています。自分で記入して記録を残す方法を行っ ています。それでは府中市で読書通帳を導入する件についてご意見をお願いいた します。

夏目議長: こちらも導入する際、専用の機器と通帳が必要となり予算を要します。主体は 子どもでしょうか。

山本館長補佐:そうなると思いますが、大人も利用できます。

山本委員:あったら利用したいです。記録できれば、以前借りた本を借りてしまうことを 防ぐことができます。以前、他の図書館でお薬手帳タイプの読書手帳が紹介され ていました。シールが発行され、子どもの貸出数が増えているという話でした。 機器等価格は高価なのでしょうか。

酒井館長:とても高価です。

三宅委員:プリンターを使用するという観点ではあまり高価とは考えにくいです。

山本委員:現行の貸出システムとは別のシステムになりますか?稲城市は別ですか?

酒井館長:セキュリティー上の問題を踏まえ、別のものを希望しています。図書館システムから、通帳の機器に情報を送ることは危険かと考えています。稲城市立図書館長より稲城市は読書通帳サービスを導入し、子どもの利用が著しく増加したと聞いています。

山本委員:稲城市では、貸出後に専用機器で記録をつけているのでしょうか?

酒井館長:そのとおりです。シール発行ではなく直接読書通帳に記載されます。

夏目議長:読書ノートに資料のレシートを切って貼ると簡易ではありませんか?

山本委員:レシートが現行のものだと感熱紙のため、時が経つと薄くなります。印字だと 消えにくいと思います。

小島副議長:色鮮やかな台帳にシールを集めて貼っていくようなものだと子どもたちは喜んで利用します。類似イベントでも盛りあがったケースを確認しています。さらに、読書ノートが数冊たまった時に賞状をプレゼントすると子どもたちはとても喜ぶと思います。

山本委員:市内小学校の取組で、学校用の貸出カードがたまると手作りのしおりを司書教 諭からもらえるところもあります。子どもは喜んでいるようです。

夏目議長:読書通帳について振り返るといかがでしょうか。

酒井館長:大人の利用は見込めますでしょうか?

夏目議長:最近スマートフォンのアプリで写真を撮り読書記録をできるものがあります。 そちらを使用しているか方もいるようです。

酒井館長:将来的にシステムの形態が変わるかもしれません。そうなった場合、今高価な機器を購入するのは疑問があります。図書館としては最も必要なところに予算を付けたいと考えています。

夏目議長:読書ノートは図書館でどのくらい宣伝していますか?市内の学校に出向き、P Rしていますか?

事務局:図書館のカウンターに置いて、来館した子どもが手にとるようにしてあります。 よく利用されているようです。

夏目議長:学校司書は知っていますか?

小島副議長:いいえ。

三宅委員:生涯学習センターで開催している講義に受講するとスタンプを押し、蓄積する システムがあります。100個スタンプがたまると賞状がもらえます。そのよう なシステムを大人はうれしいので、子どももとても喜ぶでしょう。

小島副議長:読書通帳でかかる費用が何百万円もかかるなら費用対効果を考えるともった いない気がします。

高橋委員:現行の読書ノートは小学生向けのデザインです。中・高校生向けのデザインを作ってはどうですか?現行の読書ノートは小学生など読書習慣をスタートさせるためにはとても使いやすそうでよいと思います。忙しくてなかなか来館できない中学・高校生が携帯しやすいものがあれば理想です。

夏目議長:機械の導入は費用面で難しそうですね。将来的に設置できるとよいです。

山本委員:読書通帳システムはあるとよいですが、費用が高価で難しいならば、手作業で 他に頑張れる面があるのかもしれません。

夏目議長:読書ノートを活用する方向で考えるのが良いです。

三宅委員:最近は対面効果が少なくなってきています。そういう点では、来館し何か書いたらスタンプを押してあげて、つながりをもつようにすることは有効です。

夏目議長:議題の3番目は以上です。

(4) その他

夏目議長:次は4番目その他です。何かありますか?

山本館長補佐:事務局から1点ご意見をいただきたい件があります。近年貸出件数やレファレンス依頼件数が徐々に減少傾向にあります。より多くの人が図書館を利用するサービスについてご意見いただきたいと思います。よろしくお願いします。

夏目議長:とても重要な課題です。例えば前期の話題だと、返却の場所を他に設けられないか議論にありました。

酒井館長: 府中駅前再開発ビルが来年夏より稼働します。その中に、市政情報センターも 入り、そこで本の貸出・返却および予約の受取できるように予算要求しています。 認められれば、運営できるので、利便性は向上すると考えられます。

山本委員:開館時間はどうですか?

酒井館長:貸出は窓口開館時間なので、18時もしくは19時までです。返却についてはフロアと同じなので22時までです。常駐するスタッフは図書館スタッフではなく、市政情報センターの方なので、予約の受取は袋に入れるなどし、引き渡す予定です。

小島副議長:土・日曜日も利用できますか?

酒井館長:市政情報センターの開館に準じます。

山本委員:図書館に来館しない人は会社などに勤めている人が多いと思います。開館時間 が合わないので来館できない人はいます。夜遅くまで利用できないと利用人数が 増加するのは難しいと思います。

酒井館長:22時まで開いているので利用可能だと思います。

山本委員:地域図書館は17時までですか?

酒井館長:文化センターに合わせ17時までです。

三宅委員:本の循環としては、主要駅と隣接しているのでとてもよくなると思います。便 利になります。この中央図書館までアクセスが大変です。返却しやすいと本の流 通が良くなります。しかし、運営が大変になりますか?

酒井館長:巡回便の停車を追加するのは大変予算がかかります。

小島副議長:貸出は対面作業が必要なので別フロアまで向かいますが、返却は駅の改札付 近にボックスを設置し利用できるようになりますか?

酒井館長:国分寺駅や国立駅にあります。府中駅は現状なら可能ですが、新設ビルで市政 情報センターが5階設置予定なので駅改札付近の設置は困難です。それが不便と いう意見が多くなれば設置する可能性があります。現段階では市政情報センター に設置する予定です。

高橋委員:返却ボックスについては、以前より駅に設置してほしいという要望がたくさん 出ていました。しかし、巡回車が停車できる駐車場がなく作業ができないため設 置ができないと聞いたことがあります。新設ビルでは、地下に駐車場があり、作 業は可能なようです。返却が遅いと予約多数の本は待ち時間が長くなり、読書離 れにつながる可能性があるという話も出たことがありました。貸出・返却しやす くなることで本の循環についてはよくなると思いますが、問題の本質は全体的に 図書館の利用人口が減少しているということだと思います。高校生などの読書離 れも問題となっております。読書の手段や方法が変わったのでしょうか。

山本委員:高校生は読書をしなくなったような気がします。漫画を読むこともなくなった ようです。携帯電話の操作をよくしているようです。

高橋委員:携帯電話で本が読めるようです。

酒井館長:中央図書館が移設して当初年間100万人の来館がありましたが、現在90万人を割っています。貸出数も減っています。おそらく携帯電話やコンピュータで 音楽配信などの発達で他に楽しいことを見つけ過ごしているのかもしれません。

山本委員:調べものがあるとき、以前は百科事典などを図書館に調べに行きましたが、最 近はコンピュータを使用しインターネットから調べたいものの答えを探してい ます。小学生もコンピュータを利用することに慣れてきているようです。図書館 の利用に関して考え方を改めないといけないと思います。

三宅委員:インターネットの情報量は圧倒的に多いです。図書館に行くよりも、自室でイ

ンターネットを検索すると必要な情報は手にできます。とても便利です。

高橋委員:紙媒体から離れている感じがします。

三宅委員:調べ物はインターネットを利用し検索しています。図書館に来館し調べること は減っていきます。最近ではインターネットで映像情報も増加しました。映像から情報が入ってくるので、より図書館に足を運ばなくなると考えられます。

夏目議長:そういった中で図書館が最優先にすることは何でしょうか。目的をもった検索はインターネットによるものでよいかもしれません。一方、本に偶然出会うことができるのは、図書館や書店のいいところです。中央図書館の3階フロアに企画展示があります。テーマは時折変わります。色々な分野から本が集められ、自分が考えなかった検索で揃えてあります。このような企画展示など宣伝をもっとしてはいかがですか?市の掲示版に載せてきっかけ作りをしてみてもよいと思います。

栗原委員:新聞とインターネットとのニュースの違いは、前者は目的の記事をみる前に他 の様々な情報が入ってきますが、後者は直接的に目的の記事だけを見ます。目的 していなかった情報が役に立つかもしれません。情報の偶然的出会いの魅力を伝 える努力が必要です。

高橋委員:図書館の魅力は自分が探している本にたどり着く前に、棚をみて歩いている間に他の棚からこの本もと手にとるような広がりがあることです。インターネット検索は自分がみたいものを選ぶという限定的なものであると思います。展示の宣伝をするとそのテーマに興味がある人は来館すると思います。

夏目議長:展示など情報発信を積極的に行う必要があります。掲示板や図書館ホームページを活用してみてはどうですか。

小島副議長:図書館ホームページは図書館に興味がある人は見ると思います。市の広報は 市民の多くの方が見るので有効だと思います。

発言者不明:インターネットでは表示の仕方が変わりつつあります。表表紙を専門的に出 し、裏面に関連本の紹介がされています。図書館も来館しないとこの内容をみる ことができないという魅力を伝えることが重要です。 高橋委員: それが一番難しいです。アンケートなど見ていると図書館利用者が減っている ことが歴然とわかり残念です。

瀧田委員:駅で貸出・返却できるようにすることは、来館者減少を防ぐためですか?

酒井館長:利便性向上のためです。図書館まで来館しなくとも、通勤・通学途中に貸出・ 返却できるようになります。

山本委員:来館が少ない年代はどういう人たちですか?

酒井館長:カウンターから見ていると、大学生までの年代は学習のため来館する人は多いです。高齢者の来館も多いです。その間の世代の利用が少なく、来館する方は家族で来館し、子どものために本を借りていきます。あまり自分のために図書館利用していないようです。

瀧田委員:新しく入った本のお知らせはしていますか?

酒井館長:お知らせしています。予約が入っている人気の本はすぐに貸出になり、新刊の本が並ぶ棚には並びません。ホームページの貸出・予約ベストのものはベストセラーのものが多く人気で利用も多いです。

山本委員:子ども向けのおすすめ本のコーナーはありますが、大人向けのおすすめ本のコーナーはありますか?私はよく返却されたばかりの資料が並ぶ棚を参考にしています。他の人がどういうものを読んでいるか参考にしています。

酒井館長:返却資料の棚に並ぶものは次に予約がない資料が並びます。

山本委員:人気の本を展示するのは難しいことがわかりました。展示コーナーがあれば、 普段手に取らないジャンルや著者のものが手に取れます。

高橋委員:人気のある本の関連本について宣伝をするのはいかがですか?歴史事項と舞台となった場所や関連する地理情報を一緒に紹介するなどいかがですか?

瀧田委員:市の広報には図書館のお知らせはしていますか?

酒井館長:お知らせしています。子ども関連のものが多いです。

三宅委員:催しものは図書館でよく開いている感じがします。

高橋委員:催しものや資料の管理をしっかりやっているようですが、民間に学べるところ もまだあると思います。アンケートでより来館しない理由を掘り下げて聞いてみ てはいかがですか?何か理由があると思うので、聞いてみてはいかがですか?

- 三宅委員:図書館として構えているから利用しにくいのではないでしょうか?近隣の自治体では、駅前に喫茶店で図書館の雑誌を閲覧できるところや、フロア別で年代ごとコーナーがあり、スペースも広いです。図書館とあそび心がある施設が一緒になったものがあるといいと思います。
- 瀧田委員:近所の地域図書館の印象ですが、さみしい感じがします。とても静かで狭いので、もう少し活気のある図書館になるといいと思います。時折音楽をかけるとか明るい印象を与える工夫をしてはどうですか。
- 山本委員:中央図書館と比較すると地域図書館は閲覧スペースも狭く、資料の状態も古い ものや形状があまり良くない印象があります。地域図書館も改善できるといいと 思います。
- 酒井館長: BGMについては、委託業者より音楽を流す案があります。しかし、音については人によって感じ方が異なり、騒音に感じ不快感をもつ人もいるでしょう。お そらく図書館側には不快であることへの意見しかこないと考えています。そのため、音楽を館内で流してはいません。
- 高橋委員:館内で飲食しながら閲覧できる施設と純然たる図書館とは考え方を分けた方が よいと思います。既存の施設に新たなサービスを取り入れるのではなく、他に施 設を作りそちらへ異なるサービスを行うか検討するとよいと思います。静かに資 料を利用できる図書館は必要です。憩をもとめるための場所や読書へアプローチ する第一歩の施設が必要ならば、別の施設を新たに考えるとよいと思います。

夏目議長:本を親しむ施設のひとつとしていいと思います。

栗原委員:私は初めて来館した時入りやすい図書館であるという印象でした。大学図書館 のように重々しさはなく、入りやすいと感じました。

夏目議長:中央図書館は複合施設であるため、催し物のついでに図書館の利用ができよい と思います。

山本委員:図書館来館者は繰り返し来館していると思います。来館したことがない人が来 館するにはどうしたらよいかいうことですね。 三宅委員:来館するための工夫はしていると思いますが、来館しないのは興味がないので しょうか。興味をもたせる方法を考えないといけないですね。

高橋委員:図書館を利用しないのはもったいないので、そのことに気づいて欲しいです。

夏目議長:きっかけとして自分の趣味の本を探しに来館してくれるといいのではないでしょうか。自分の趣味も深まります。同時に他の本をみて興味がでるかもしれません。

山本委員:一度借りると、次に返却に来館します。また返却するときに借りて、また返してと繰り返すと思います。まず一度来館するといいと思います。

夏目議長:借りてみて、面白くなければすぐに返却して、また違うものを借りてというような気楽に利用出来る事をわかるととても便利なことがわかると思います。では、他に意見がないようでしたら、このあたりで閉会いたします。意見を適宜参考にしてください。本日はありがとうございました。

山本館長補佐:ありがとうございました。

図書館資料の弁償に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府中市立図書館条例第5条に基づく損害賠償の うち、図書館資料を紛失、損傷、滅失又は汚損したときの当該利用 者に対する弁償について必要な事項を定めるものとする。

(弁償対象者)

- 第2条 弁償対象者は、図書館資料を亡失又は資料的価値を著しく喪失させた次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 図書館資料の貸出処理を行っている場合は、当該資料を借り受けている図書館利用カード登録者
 - (2) 図書館資料の貸出処理を行っていない場合は、当該資料の価値 を著しく喪失させた者
 - (3) 前各号に該当する者が弁償困難な場合においては、その関係者 (事務取扱者)
- 第3条 弁償に係る受付事務は、図書館長が指定する職員及び当該事務受託事業者とする。ただし、現金に係る受付事務は、職員が行う ものとする。

(弁償方法)

- 第4条 弁償方法は、次に掲げる各号に定めるところによる。
 - (1) 当該資料と同等と認められる資料が書店等で購入可能な場合は、その資料の代納をもって弁償に代えることができる。ただし、映像資料 (DVD、ビデオテープ等) については、著作権者への補償金込みの相当額を現金で弁償するものとする。
 - (2) 絶版その他の理由により前号によることが困難な場合は、図書館が指定又は承認した資料の代納をもって弁償に代えることができる。
 - (3) 相互貸借資料のうち、府中市立図書館が借用した資料にあっては、当該借用先の図書館の指定する弁償方法により弁償を行う。

(4) 第1号及び第2号による現物弁償が困難な場合は、別に定める 基準により相当額をもって弁償することができる。

(弁償期日)

- 第5条 第2条第1号に掲げる弁償対象者は、当該資料に係る返却期限日の翌日から起算して30日以内に弁償しなければならない。ただし、図書館が当該弁償事由の事実を返却期限以後に確認した又は弁償することに相当な期間を要すると判断した場合は、この限りでない。
- 2 第2条第2号に掲げる弁償対象者は、図書館が当該弁償事由の事実を確認した日の翌日から起算して30日以内に弁償しなければならない。ただし、弁償することに相当な期間を要すると図書館が判断した場合は、この限りでない。

(届出)

- 第6条 弁償対象者は、図書館資料弁償届を図書館長に提出しなければならない。
- 2 図書館長は、前項の規定による弁償の届出を受け、かつ第4条に 定めた方法による弁償を完了したときは、速やかに当該弁償対象者 に対して図書館資料弁償受領書を交付しなければならない。

(免除)

- 第7条 図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合で利用者の責めに帰すべき理由によらないものであるときは、弁償を免除することができる。
 - (1) 天災又は火災その他これらに類する災害による喪失等で消防 署からり災証明が発行されている場合
 - (2) 盗難等の事件や事故による紛失又は汚破損のうち、警察に被害届を提出しており、本人の過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと図書館長が判断する場合
 - (3) 別に定める基準により図書館が弁償に値しないと認めた場合
 - (4) その他図書館長が認めた場合

- 2 弁償対象者は、前項各号の一つに該当する場合、図書館資料弁償 免除申出書を図書館長に提出しなければならない。
- 3 図書館長は、前項の規定による免除の申出書を受領した場合は、 必要に応じて被害事実を証明する各関係機関発行の書類等を確認 したうえで図書館資料弁償免除承諾書を交付しなければならない。
- 4 図書館資料の装備に係る汚破損については、弁償の対象としない。 (弁償金の保管)
- 第8条 職員は、弁償金を金庫又は鍵のかかるキャビネット等により 厳重に保管しなければならない。

(弁償金の取扱い)

- 第9条 図書館長は、弁償金を市の収入として取り扱わなければならない。
- 2 第4条に規定する現金弁償の手続が完了した場合、紛失により弁償した金銭は、受領した日の翌日から起算して30日以内に弁償資料が発見された旨の申し出があった場合に限り、当該資料及び弁償受領書の提示に基づき返金することができる。ただし、当該資料が図書館資料として利用に供することができない状態の場合には、この限りでない。

(事務取扱者の遵守事項)

第10条 事務取扱者は、弁償に係る業務で知り得た情報を第三者に 漏らしてはならない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は別に定める。 (雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

図書館資料の弁償に関する取扱い実施基準

(目的)

第1条 この基準は、府中市立図書館における図書館資料の弁償に 関する取扱い要綱(平成19年11月26日制定。以下「弁償要 綱」という。)に基づき、具体的な事務処理を実施するために必要 な事項を定めるものとする。

(弁償資料)

- 第2条 弁償要綱第4条第1号に規定する弁償資料と同等と認められる資料は、次の各号に掲げる資料とする。
 - (1) 書名、著者及び出版社、発行年月日等により同一と認められる資料
 - (2) 当該資料の改訂版・増補版・新装版等
- 2 弁償要綱第4条第2号に規定する図書館が指定又は承認した資料は、次の各号に掲げる資料とする。
 - (1) 当該資料の代価相当の図書館購入予定資料 (原則として最新 選定資料リストから選定)
 - (2) 分野及び内容が同等で代替資料として適当であると認められる資料
 - (3) その他図書館が同等の価値を有すると認める資料
- 3 型紙・地図等図書資料の付録、CD-ROM等の電子付録、視聴覚資料の歌詞カード・解説書等の付属資料を損傷、汚損、紛失 又は一部欠落した場合は、版等を含めて同一の資料であれば付録 のみを弁償することができる。

(現金による弁償方法)

- 第3条 弁償要綱第4条第4号に規定する現金での弁償は、次の各 号によるものとする。
 - (1) 資料本体の価格に相当する金額
 - (2) 弁償資料が、複数冊(点)のセット単位での購入に限定される場合は、そのセット価格を構成冊(点)数で割ったうえで、 当該資料分の金額(1円未満切捨て)

- (3) 絶版等の理由により第2条第3項による付録の現物弁償が困難な場合、地図等に関しては当該資料価格の1割相当額(1円未満切捨て)、視聴覚資料の付属資料については、一律一冊200円を現金弁償するものとする。
- (4) その他図書館長が適当と認める場合においては、現金による 弁償を認めるものとする。

(弁償期日の設定及び弁償資料の書名等の提供)

- 第4条 弁償事務取扱者は、第2条に定めた弁償資料について、弁 償要綱第5条第1項に規定する弁償期日を確認のうえ、弁償資料 名等連絡票等により、弁償対象者に対して弁償期日及び弁償対象 (又は指定)資料に関する情報を提供しなければならない。
- 2 弁償事務取扱者は、前項で確認した弁償期日及び弁償要綱第6 条に基づく弁償届の受理日等について、図書館システムに反映さ せなければならない。

(弁償を要する資料の基準)

第5条 資料の汚破損等による弁償を求める基準は、別記「弁償を 要する資料の基準」により判断するものとする。

(弁償の免除)

- 第6条 弁償要綱第7条第3号に規定する図書館が弁償に値しない と認める資料は、次の各号によるものとする。
 - (1) 行政資料、非売品等で再取得が不可能かつ本体価格が明らかでない資料
 - (2) 貸出回数が100回以上のビデオテープ又はカセットテープ 及び貸出回数が200回以上のCD、DVD
 - (3) その他図書館長が認めた資料

(弁償後の取扱い)

第7条 第2条に規定する現物弁償の手続が完了した場合、紛失により弁償した同等の資料等については、その後弁償資料が発見された場合であっても原則、返還しないものとする。このとき、利用者から申し出がある場合は、当該資料を無償で譲渡することができる。ただし、図書館長が特別の理由があると認めるときは、

この限りでない。

(様式)

第8条 この基準の施行について必要な様式は別に定める。

付 則

この基準は、平成19年12月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別記 「弁償を要する資料の基準」

対象:図書館資料(付録を含む)

1 資料の弁償基準

- (1) 水濡れ・飲食物等の染み
 - ① 水、その他の水分により濡れ等が生じ、歪みや波打ち状態となった場合、またはページ同士が貼り付き開くことが困難な場合
 - ② お茶、コーヒー等飲食物により染み等の汚れが生じた場合
 - ③ カビが発生した場合

(2) 資料の一部汚破損、亡失

- ① 破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合
- ② 血液等、衛生上問題のある汚れが生じた場合
- ③ たばこ等による焦げ跡が残った場合
- ④ セロテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、また は接着を剥がしたことによりページが欠損した場合
- ⑤ その他資料に本来あるべきではないと判断しうる状態の場 合

(3) 書き込み

- ① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合
- ② 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても筆圧等が強く、消した後にも読み取りが困難な場合、または痕跡が残る場合
- ③ 鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じた場合

(4) 噛み跡

- ① 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合
- ② 乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合
- ③ 乳幼児、ペット等が噛んだ、もしくは口に一部分を含んだために(1)に相当する状態になった場合

⑤ 異物の挟み込み・臭い・折り癖

- ① 衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合(ただし、取り払うことで状態に異常がない場合は、この限りでない。)
- ② 悪臭、香水等の臭いがとれない場合
- ③ 折り癖により直しても膨らんでしまうほど資料の形状が変わった場合

(6) 付録

- ① 型紙・地図等の図書資料の付録については、(1)から(5)及び(8) に準じ、弁償が必要と判断された場合
- ② CD-ROM等の電子付録が再生機器で再生できない場合
- ③ CD-ROM等の電子付録を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合

(7) 視聴覚資料

- ① 破損等により視聴覚資料本体にひび・割れ等が生じ視聴が不可能になった場合
- ② 視聴覚資料を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合
- ③ 歌詞カード・解説書等の視聴覚資料の付録については、(1)から(5)及び(8)に準じ、弁償が必要と判断された場合
- (8) 利用者の故意または過失により利用に供することが困難と図書館長が判断する場合

2 その他

- (1) 1の基準のうち、一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合で弁償には及ばないと図書館が認めたものについては、弁償の対象外とすることができる。
 - ① I C タグや視聴覚資料のケースのみの破損等、図書館資料の装備に係る汚破損の場合
 - ② 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
 - ③ 修理等が可能で、引き続き利用に耐えうる状態の場合
 - ④ 弁償にあたらないと図書館長が判断する場合
- (2) 弁償に該当するか否かの判断は、原則として複数の職員の協議によるものとする。

